

第4回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成31年4月19日(金) 開 会：15時30分
閉 会：16時00分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 4F庁議室
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長
- 5 書 記 教育政策担当係長、教育政策課主査
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第4号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第5号 周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
4	報告第6号 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について
5	報告第7号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
6	報告第8号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
7	議案第9号 今宿小学校管理教室棟外壁改修工事の計画の策定について
8	議案第10号 戸田小学校管理教室棟トイレ改修工事の計画の策定について
9	議案第11号 須磨小学校屋体防水改修工事の計画の策定について
10	議案第12号 周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 8 委員会協議会 (1) 5月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から、「平成31年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第4号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第2、報告第4号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書1ページ報告第4号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することにつきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づきご報告いたします。

議案書の2ページ及び3ページをお願いします。

教育委員会の権限に係る平成31年3月31日付け及び4月1日付けの人事異動でございます。

個別に申し上げますと、部次長級が1名、課長級が9名、うち退職が3名、課長補佐級が9名、うち退職が2名、幼稚園長が7名、うち退職が2名及び再任用園長が3名、教育委員会事務局総合出張所次長が2名、うち異動に伴う解任が1名、教育委員会事務局出張所長が20名、うち、異動に伴う解任が2名、退職が8名、再任用が1名、指導主事が7名、うち異動に伴う解任が3名となっております。

以上で、報告を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第4号を承認いたします。

3	報告第5号 周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第3、報告第5号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課から、報告第5号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」のご説明をいたします。

議案書の4ページ及び5ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものです。

今回の解嘱及び委嘱は、委員の人事異動によるものであり、周陽中学校を転出された久木田和裕委員を、平成31年3月31日をもって解嘱し、後任として、中学校校長会から推薦していただいた、同校に転入されました三坂千里校長を、委嘱するものでございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間である平成31年4月1日から平成31年7月31日までの間でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第5号を承認いたします。

4	報告第6号 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について
---	---------------------------------

教育長

続いて日程第4、報告第6号「周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について」を議題といたします。

引き続き、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課から、報告第6号「周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について」のご説明をいたします。

議案書の、6ページから8ページをご覧ください。

おそれいります。7ページの先頭の行でございますが、「周南市青少年育成センターの青少年指導員の委嘱について」といたしておりますが、正しくは「周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について」でございます。「青少年育成センター」と「青少年指導員」の間の『の』を余分に記載しておりました。訂正いたしまして、おわび申し上げます。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。

この委嘱は、青少年指導員の任期が本年3月31日をもって満了することから、新たに行うものであり、委嘱期間は、平成31年4月1日から平成33年、令和で申しますと3年、3月31日までの2年間でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

池永委員

校外補導組織が愛育会という方がたくさんおられますが、この組織には学校の教員も入っているのですか。

生涯学習課長

愛育会というのは、岐山、今宿、遠石、桜木、秋月、住吉、久米までの地区の会であり、学校の教員も含まれている状況です。

教育長

その他、ご質問はよろしいでしょうか。
それでは、報告第6号を承認いたします。

5	報告第7号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	------------------------------------

教育長

続いて日程第5、報告第7号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件についても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課から、報告第7号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」のご説明をいたします。

議案書の、9ページ及び10ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2号によるものでございます。

今回の解嘱及び委嘱は、委員の人事異動によるものであり、須磨小学校から転出されました原田貴司委員を平成31年3月31日をもって解嘱し、同校に転入された坂井竹俊校長を、委員として委嘱するものです。

委嘱期間は、前任者の残任期間である平成31年4月1日から平成31年6月30日までの間でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第7号を承認いたします。

6	報告第8号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	-----------------------------------

教育長

続いて日程第6、報告第8号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課です。報告第8号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。

11ページから18ページをお願いいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第23条に基づき委嘱し

ております。

学校医につきましては今年度の内科医、耳鼻科医、眼科医の配置につきましては12ページから17ページのとおり、委嘱いたしました。委嘱期間は、平成31年4月1日からの1年間でございます。

学校歯科医、学校薬剤師につきましては、平成30年4月から平成33年3月末までの3年の期間について委嘱をしておりましたが、学校歯科医及び学校薬剤師、各1名の辞退の申し出がございましたので、徳山歯科医師会、徳山薬剤師会からそれぞれ新たに、推薦をいただき、17ページ及び18ページにございますとおり、前任者の解嘱及び、平成31年4月からの委嘱を行いました。

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間となりますので、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

教育長

12ページの学校医の委嘱期間は1年で、学校歯科医は平成33年までということですね。

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第8号を承認いたします。

7	議案第9号 今宿小学校管理教室棟外壁改修工事の計画の策定について
---	----------------------------------

教育長

続いて日程第7、議案第9号「今宿小学校管理教室棟外壁改修工事の計画の策定について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課です。それでは、議案書19ページ議案第9号「今宿小学校管理教室棟外壁改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、5千万円を超える工事費を見込んでおりますことから、このたびお諮りするものでございます。

議案書20ページをお願いします。

今宿小学校管理教室棟の外壁改修工事は、平成29年度に1期工事を実施し、本年が3期目で改修工事の最終年度となっております。

工事内容でございますが、このたびの工事に支障となる電力引込柱の建て替えと、運動場から向かって校舎南面の右側を主として、約2千㎡の外壁の改修を実施することとしております。

工期につきましては、本年5月から来年2月までの10か月を想定しておりまして、予算額は9千549万1千円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

この件について、何か質問がございませんか。よろしいでしょうか。

池永委員

授業中も工事をするのですか。外壁工事なので授業に影響が出るのではないかと思います。

教育政策課長

確かに授業中も外の作業に入ることはありますが、極力、音がすることは午後3時以降に作業を行うなどの配慮をしながら、また、夏休みを最大限活用して、工事を進めていきます。

授業中も外で作業をすることもありますが、最大限配慮する中で工程を組んで進めております。

大野委員

管理教室棟ということで、これから暑くなることが予想されますが、校内のエアコンは通常どおり使用できる状態で工事を進めるのですか。

教育政策課長

普通教室にエアコンは備わっておりませんが、職員室等、現在設置してあるものにつきましては、そのまま利用できる状態で工事をするようにしております。

大野委員

熱中症の心配はしなくても大丈夫ということですね。

教育長

その他、質問がございませんか。

教育政策課長

補足させていただきます。工事をするところにも普通教室はありますが、その部分は、図面の右上の教室棟がございまして、工事をする教室は、一旦、そちらに移動して授業を受けることにしており、工事の範囲内には授業を実施する普通教室は無いということとしております。

教育長

よろしいですか。

それでは、議案第9号を決定いたします。

8	議案第10号 戸田小学校管理教室棟トイレ改修工事の計画の策定について
---	------------------------------------

教育長

続いて日程第8、議案第10号「戸田小学校管理教室棟トイレ改修工事の計画の策定について」を議題といたします。

引き続き、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書21ページ議案第10号「戸田小学校管理教室棟トイレ改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、本工事は、5千万円を超える工事費を見込んでおりますことから、このたびお諮りするものでございます。

議案書22ページをお願いします。

児童や生徒が学習に集中できる快適な教育環境の充実に向け、これまで計画的に各学校のトイレ改修を実施しております。

このたびの戸田小学校管理教室棟でございまして、老朽化した児童用トイレの3箇所と職員用トイレを全面改修するとともに、現在、和便器15、簡易洋便器1となっているものを、和便器3、洋便器13として整備することで、子どもたちのライフスタイルに応じたトイレの洋式化を図ることとしております。

工期でございますが、本年6月から来年1月までの8か月を想定しており、予算額は、5千191万8千円を見込んでおります。

参考までに本年度は、戸田小学校のほか、岐山、福川南、三丘の各小学校においてもトイレ改修工事を実施することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第10号を決定いたします。

9	議案第11号 須磨小学校屋体防水改修工事の計画の策定について
---	--------------------------------

教育長

続いて日程第9、議案第11号「須磨小学校屋体防水改修工事の計画の策定について」を議題といたします。

この件についても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書23ページ議案第11号「須磨小学校屋体防水改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、本工事は、5千万円を超える工事費を見込んでおりますことから、このたびお諮りするものでございます。

議案書24ページをお願いします。

須磨小学校の屋内運動場は、経年劣化に伴う屋根の損傷等により雨漏りが認められることから、このたび、屋根の全面改修を実施するとともに、バスケットゴールの補強をはじめ、フロアの研磨、損傷が著しい軒下と便器の洋式化を含むトイレの改修等を実施することとしております。

工期でございますが、本年7月から来年2月までの8か月を想定しており、予算額は、6千834万円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

池永委員

この工事により体育の授業はできなくなるのですか。

教育政策課長

床の研磨に入る時は、使用できない状態となります。そのあたりは、学校と授業の調整をさせていただいて、工程を組みたいと思っております

池永委員

子どもの人数が少ないので、他の広い教室やホールがあれば、かなりのことが出来るのではないかと思います。種目によっては体育館の方が良いものも思いますし、半分工事して、半分授業で使用することは難しいのでしょうか。

教育政策課長

全体的に進めてまいりますので、そのあたりは厳しいところがあります。

教育長

資料の管理教室棟 12 番の左側に他と記載してあるところに、元中学校のスペースがありますので、少人数で運動するには、そういうふうなことにもスペース的には使えるという状況がございますので、なんとか期間をしのいでもらえればと。今は、雨漏りがひどいですから、できるだけ早く解消していきたいということでございます。

そのほか、何か質問がございませんか。

それでは、議案第 11 号を決定いたします。

10	議案第 12 号 周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について
----	--

教育長

続きまして日程第 10、議案第 12 号「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第 12 号、「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定」について御説明いたします。

25 ページから 28 ページをご覧ください。提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 11 号」によるものでございます。

周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則は、山口県の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定に基づき、周南市立学校に勤務する学校職員の勤務時間、休暇等について必要な事項が定めてございます。

この度、働き方改革を推進するための関係法律整備により労働基準法が改正され、新たに時間外労働の上限規制が導入されたことに伴い、学校職員の時間外勤務について山口県の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されましたので、周南市の周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正するものです。

新旧対照表に沿って、説明させていただきます。

議案書 27 ページ及び 28 ページをお願いいたします。

第 1 条につきましては、読点を加えるものです。現行の第 3 条については、第 4 条に改め、改正後の第 2 条の次に第 3 条「(休日における勤務の命令)」についてを加え、改正後の第 4 条の次に第 5 条「(代休日における勤務の命令)」及び、第 6 条「(正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令)」についてを加え、同様に、現行の第 4 条を第 7 条に改め、第 5 条については第 8 条に改め現行の第 6 条を削除するものです。

これらの改正により、山口県学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する、正規の勤務時間以外の時間における勤務、即ち、時間外勤務についての勤務の命令は、周南市立学校に勤務する学校職員については、校長が行うこととなります。

説明は、以上でございます。

ご審議、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ご質問いかがでしょうか。

池永委員

今回の改正は、公立の幼稚園には適用されないのですね。

教育長

そうですね。公立小中学校ということになります。

片山委員

例えば、学校に行っていないという課題を抱えている子供がいて、それを先生が解決しようということで、長期の休みの期間中に自分が行こうとした場合には、先生が休みを使って自主的に行くということになるのでしょうか。

教育長

それは、ボランティアという位置づけになります。その辺が、いわゆる教員の職務の特殊性ということとなっているわけですね。

ほかに質問ございませんでしょうか。

大野委員

今回、校長先生の命令で時間外勤務をすることができるということになった場合、このことについては、残業代が発生することになるのでしょうか。

教育長

なりません。

今、大野委員がおっしゃったところについてはですね、校長が仮に命令したとしても、残業代が無いということになります。そうしたことから、特定の事案以外は、学校職員に時間外勤務を命じてはならないという抑えがあるということでございます。

ご質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号を決定いたします。

以上をもちまして、平成31年第4回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片山 研治 委員 _____

大野 泰生 委員 _____